

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について

1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う売買、賃借、請負その他の契約について必要な事項を定めた「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約事務取扱規程」を整備している。

2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）の整備状況

監事及び監査法人による監査のほか、内部審査体制として、入札・契約手続運営委員会等を設置し、入札・契約手続の厳正な運営を図るとともに、理事長を委員長とする内部統制委員会において、個別の契約の実施状況を定期的に審議している。

3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況

業務実績報告書79ページにおいて記載済み。

II 個々の契約における監事等のチェックについて

1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況

（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）

少額随意契約以外の契約については、全て入札・契約手続運営委員会等における契約相手方の選定等の調査審議を経なければ、契約手続を行うことができないものとしている。

また、内部統制委員会において、監事同席のもと少額随意契約を含む個別の契約の実施状況を定期的に審議している。

2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況

平成19事業年度監事監査意見において、随意契約によることができる限度額、いわゆる少額随意契約の基準を国と同額へ改正（平成19年1月26日）、随意契約によろうとする場合の参加者の有無を確認するための公募手続や企画競争・プロポーザル方式に基づくコンサルタント等の特定手続に関する規程の整備（平成20年10月22日）、内部統制委員会での個別契約状況の定期的な審議の開始（平成19年11月9日）、「随意契約見直し計画」と計画を踏まえた取組状況や随意契約に係る情報等の公表など、「随意契約見直し計画」の達成に向けた具体的取組について記述し、「随意契約見直しに着手し、実施している。」とした上で、「平成19年12月21日に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するなど随意契約の適正化を引き続き推進する必要がある。

また、新たに発生する契約を締結する際は、「随意契約見直し計画」の趣旨を踏まえ、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等を採用する必要がある。」とされた。

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人日本道路保有・債務返済機構

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について

1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程を定め、適切な内容であると評価できる。

2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）についての評価

入札・契約手続運営委員会等において、契約手続の厳正な運営を図り、また、内部統制委員会においては、契約締結状況の定期的な審議を行っていることから、評価できる。

3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価

「随意契約見直し計画」の進捗状況については、同計画に沿って着実に実施されているものと評価できる。

II 個々の契約に係る評価

随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事等により適正なチェックが行われていると評価できる。